

平成二十二年政令第五十七号

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令

内閣は、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第九条第一項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定離島）

第一条 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める離島は、沖ノ鳥島及び南鳥島とする。

（低潮線保全区域）

第二条 法第五条第五項の政令で定めるものは、別表に掲げる海域並びにその海底及びその下とする。

（低潮線保全区域内における制限行為で許可を要しない行為）

第三条 法第五条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の規定による同法第二条第三項に規定する海岸保全区域等の管理に係る行為

二 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者が行う同条第七項に規定する港湾工事

三 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第十七条第一項、第十八条第一項及び第十九条第一項の規定による特定漁港漁場整備事業計画並びに同法第二十六条の規定による漁港管理規程に基づいて行う行為並びに同法第四十四条第一項に規定する認定計画（同法第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面の占用に係るものに限る。）同条第四項第二号に掲げる事項又は同法第五十条第一項各号に掲げる事項が定められたものに限る。）に従ってする行為（同法第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域内において行うものに限る。）

（特定離島港湾施設の存する港湾において占用の許可等を要する水域の上空及び水底の区域）

第四条 法第九条第一項の政令で定める区域は、水域の上空百メートルまでの区域及び水底下六十メートルまでの区域とする。

（特定離島港湾施設の存する港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為）

第五条 法第九条第一項第三号の政令で定める行為は、特定離島港湾施設の存する港湾ごとに国土交通大臣が指定する廃物の投棄とする。

（水域施設について水域の占用の許可等を行うことができる場合）

第六条 法第九条第四項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定離島港湾施設の建設、改良、維持又は復旧の工事のため水域の占用が必要となる場合

二 前号に掲げるもののほか、拠点施設に電気を供給するための電線路その他の特定離島における排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に関する活動に必要な工作物の設置又は管理のため水域の占用が必要となる場合

三 沈没船その他の物件の引揚げのため水域の占用が必要となる場合

附則 抄

1 この政令は、法の施行の日（平成二十二年六月二十四日）から施行する。

附則（平成二十二年七月二日政令第一二七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年五月三〇日政令第一五八号）抄

1 この政令は、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十三年六月一日）から施行する。

附則（令和五年一〇月二八日政令第三〇四号）

この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

別表（第二条関係）

一	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	北緯四三度九分四二秒東経一四五度三〇分三九秒の点 北緯四三度九分三八秒東経一四五度三〇分三九秒の点 北緯四三度九分三八秒東経一四五度三〇分三五秒の点 北緯四三度九分四二秒東経一四五度三〇分三五秒の点
二	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	北緯四三度八分一〇秒東経一四五度二七分二二秒の点 北緯四三度八分六秒東経一四五度二七分二二秒の点 北緯四三度八分六秒東経一四五度二七分八秒の点 北緯四三度八分一〇秒東経一四五度二七分八秒の点
三	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	北緯四二度五九分五〇秒東経一四五度一分一八秒の点 北緯四二度五九分四六秒東経一四五度一分一八秒の点 北緯四二度五九分四六秒東経一四五度一分一四秒の点 北緯四二度五九分五〇秒東経一四五度一分一四秒の点
四	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	北緯四二度五九分二七秒東経一四五度一三秒の点 北緯四二度五九分二三秒東経一四五度一三秒の点 北緯四二度五九分二三秒東経一四五度九秒の点 北緯四二度五九分二七秒東経一四五度九秒の点
五	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	北緯四一度五五分三秒東経一四三度一五分三九秒の点 北緯四一度五四分五九秒東経一四三度一五分三九秒の点 北緯四一度五四分五九秒東経一四三度一五分三五秒の点 北緯四一度五五分三秒東経一四三度一五分三五秒の点
六	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	北緯三九度三三分二一秒東経一四二度四分二五秒の点 北緯三九度三三分一七秒東経一四二度四分二五秒の点 北緯三九度三三分一七秒東経一四二度四分二一秒の点 北緯三九度三三分二一秒東経一四二度四分二一秒の点
七	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	北緯三九度三二分四九秒東経一四二度四分二三秒の点 北緯三九度三二分四五秒東経一四二度四分二三秒の点 北緯三九度三二分四五秒東経一四二度四分一九秒の点

リ	北緯二四度一七分一〇秒東經一五三度五八分五秒の点 又 北緯二四度一七分一〇秒東經一五三度五八分六秒の点
四	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ	北緯二四度一七分一九秒東經一五三度五八分一七秒の点
ロ	北緯二四度一七分一五秒東經一五三度五八分一七秒の点
ハ	北緯二四度一七分一五秒東經一五三度五八分一三秒の点
ニ	北緯二四度一七分一九秒東經一五三度五八分一三秒の点
四	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ	北緯二四度一七分五八秒東經一五三度五八分五六秒の点
ロ	北緯二四度一七分五四秒東經一五三度五八分五六秒の点
ハ	北緯二四度一七分五四秒東經一五三度五八分五二秒の点
ニ	北緯二四度一七分五八秒東經一五三度五八分五二秒の点
五	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とへに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ	北緯二〇度二五分四八秒東經一三六度六分一八秒の点
ロ	北緯二〇度二五分四七秒東經一三六度六分一二秒の点
ハ	北緯二〇度二五分四二秒東經一三六度六分一二秒の点
ニ	北緯二〇度二五分四二秒東經一三六度六分八秒の点
ホ	北緯二〇度二五分四四秒東經一三六度六分五三秒の点
ヘ	北緯二〇度二五分四八秒東經一三六度六分五三秒の点
五	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とトに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ	北緯二〇度二五分四四秒東經一三六度六分二二秒の点
ロ	北緯二〇度二五分四二秒東經一三六度六分二六秒の点
ハ	北緯二〇度二五分三八秒東經一三六度六分二六秒の点
ニ	北緯二〇度二五分三八秒東經一三六度六分二二秒の点
ホ	北緯二〇度二五分三九秒東經一三六度六分一九秒の点
ヘ	北緯二〇度二五分四〇秒東經一三六度六分一八秒の点
ト	北緯二〇度二五分四四秒東經一三六度六分一八秒の点
五	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ	北緯二〇度二五分三三秒東經一三六度六分三三秒の点
ロ	北緯二〇度二五分二二秒東經一三六度六分三三秒の点
ハ	北緯二〇度二五分二二秒東經一三六度六分三〇秒の点
ニ	北緯二〇度二五分三三秒東經一三六度六分三〇秒の点
五	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とチに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ	北緯二〇度二五分二一秒東經一三六度六分三三秒の点
ロ	北緯二〇度二五分二一秒東經一三六度六分三三秒の点
ハ	北緯二〇度二五分九秒東經一三六度六分三三秒の点
ニ	北緯二〇度二五分九秒東經一三六度六分三〇秒の点
ホ	北緯二〇度二五分五秒東經一三六度六分三〇秒の点
ヘ	北緯二〇度二五分五秒東經一三六度六分二六秒の点
ト	北緯二〇度二五分九秒東經一三六度六分二六秒の点
チ	北緯二〇度二五分一五秒東經一三六度六分二九秒の点

チ	北緯二〇度二五分二一秒東經一三六度六分三〇秒の点 次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とへに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ	北緯二〇度二五分二一秒東經一三六度六分二四秒の点
ロ	北緯二〇度二四分五八秒東經一三六度六分二四秒の点
ハ	北緯二〇度二四分五七秒東經一三六度六分二二秒の点
ニ	北緯二〇度二四分五七秒東經一三六度六分一八秒の点
ホ	北緯二〇度二五分一秒東經一三六度六分一八秒の点
ヘ	北緯二〇度二五分二秒東經一三六度六分二〇秒の点
五	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とへに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ	北緯二〇度二四分五五秒東經一三六度六分一三秒の点
ロ	北緯二〇度二四分五一秒東經一三六度六分一三秒の点
ハ	北緯二〇度二四分五〇秒東經一三六度六分一二秒の点
ニ	北緯二〇度二四分五〇秒東經一三六度六分四秒の点
ホ	北緯二〇度二四分五〇秒東經一三六度六分四秒の点
ヘ	北緯二〇度二四分五四秒東經一三六度六分九秒の点
五	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ	北緯二〇度二四分五五秒東經一三六度六分一秒の点
ロ	北緯二〇度二四分五一秒東經一三六度六分一秒の点
ハ	北緯二〇度二四分五一秒東經一三六度五分五七秒の点
ニ	北緯二〇度二四分五五秒東經一三六度五分五七秒の点
五	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ	北緯二〇度二五分九秒東經一三六度四分五〇秒の点
ロ	北緯二〇度二五分五秒東經一三六度四分五〇秒の点
ハ	北緯二〇度二五分五秒東經一三六度四分四六秒の点
ニ	北緯二〇度二五分九秒東經一三六度四分四六秒の点
五	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ	北緯二〇度二五分一三秒東經一三六度四分三三秒の点
ロ	北緯二〇度二五分九秒東經一三六度四分三三秒の点
ハ	北緯二〇度二五分九秒東經一三六度四分二九秒の点
ニ	北緯二〇度二五分一三秒東經一三六度四分二九秒の点
五	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ	北緯二〇度二五分一八秒東經一三六度四分一五秒の点
ロ	北緯二〇度二五分一四秒東經一三六度四分一五秒の点
ハ	北緯二〇度二五分一四秒東經一三六度四分一五秒の点
ニ	北緯二〇度二五分一八秒東經一三六度四分一五秒の点
六	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とへに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
イ	北緯二〇度二五分二〇秒東經一三六度四分一三秒の点
ロ	北緯二〇度二五分一九秒東經一三六度四分一四秒の点

下	北緯二五度五七分九秒東經一三一度一九分五一秒の点
チ	北緯二五度五七分一三秒東經一三一度一九分五一秒の点
七	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
三	北緯二四度二八分一〇秒東經一三一度一分四八秒の点
十	北緯二四度二八分三秒東經一三一度一分四八秒の点
七	北緯二四度二八分三秒東經一三一度一分四四秒の点
七	北緯二四度二八分一〇秒東經一三一度一分四四秒の点
七	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とリに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
四	北緯二四度二七分四三秒東經一三一度一分一六秒の点
十	北緯二四度二七分四二秒東經一三一度一分一〇秒の点
七	北緯二四度二七分四二秒東經一三一度一分二九秒の点
二	北緯二四度二七分三八秒東經一三度一分二九秒の点
ホ	北緯二四度二七分三七秒東經一三度一分二六秒の点
ヘ	北緯二四度二七分三七秒東經一三度一分一八秒の点
下	北緯二四度二七分三八秒東經一三度一分一三秒の点
チ	北緯二四度二七分三九秒東經一三度一分一〇秒の点
リ	北緯二四度二七分四三秒東經一三度一分一二秒の点
七	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とチに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
五	北緯二四度二七分四六秒東經一三度一分一七秒の点
十	北緯二四度二七分四五秒東經一三度一分一〇秒の点
ハ	北緯二四度二七分四四秒東經一三度一分一〇秒の点
ニ	北緯二四度二七分四〇秒東經一三度一分一〇秒の点
ホ	北緯二四度二七分四〇秒東經一三度一分一〇秒の点
ヘ	北緯二四度二七分四一〇秒東經一三度一分一七秒の点
下	北緯二四度二七分四二秒東經一三度一分一六秒の点
チ	北緯二四度二七分四二秒東經一三度一分一三秒の点
七	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とへに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
六	北緯二四度四三分三〇秒東經一三度一九分一八秒の点
十	北緯二四度四三分二六秒東經一三度一九分一八秒の点
ハ	北緯二四度四三分二四秒東經一三度一九分一五秒の点
ニ	北緯二四度四三分二四秒東經一三度一九分一五秒の点
ホ	北緯二四度四三分二八秒東經一三度一九分一五秒の点
ヘ	北緯二四度四三分三〇秒東經一三度一九分一四秒の点
七	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とチに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
七	北緯二四度四三分二五秒東經一三度一九分八秒の点
十	北緯二四度四三分二五秒東經一三度一九分八秒の点
ハ	北緯二四度四三分一九秒東經一三度一九分五秒の点
ニ	北緯二四度四三分一八秒東經一三度一九分五秒の点
ホ	北緯二四度四三分一八秒東經一三度一九分五秒の点
ヘ	北緯二四度四三分二二秒東經一三度一九分五八秒の点
下	北緯二四度四三分二三秒東經一三度一九分五八秒の点

チ	北緯二四度四三分二五秒東經一三度一九分四秒の点
七	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とへに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
十	北緯二四度四三分七秒東經一三度二八分一二秒の点
ハ	北緯二四度四三分三秒東經一三度二八分一二秒の点
ニ	北緯二四度四三分二秒東經一三度二八分八秒の点
ホ	北緯二四度四三分二秒東經一三度二八分四秒の点
ヘ	北緯二四度四三分七秒東經一三度二八分八秒の点
七	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
九	北緯二四度一五分四一〇秒東經一三度四八分四一〇秒の点
十	北緯二四度一五分三七秒東經一三度四八分四一〇秒の点
ハ	北緯二四度一五分三七秒東經一三度四八分四一〇秒の点
ニ	北緯二四度一五分四一〇秒東經一三度四八分四一〇秒の点
八	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
十	北緯二四度二五分五九秒東經一三度四八分一五秒の点
ハ	北緯二四度二五分五九秒東經一三度四八分一五秒の点
ニ	北緯二四度二五分五九秒東經一三度四八分一五秒の点
八	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とへに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
一	北緯二四度二分四七秒東經一三度四七分四六秒の点
十	北緯二四度二分四三秒東經一三度四七分四六秒の点
ハ	北緯二四度二分四二秒東經一三度四七分四四秒の点
ニ	北緯二四度二分四二秒東經一三度四七分四四秒の点
ホ	北緯二四度二分四六秒東經一三度四七分四〇秒の点
ヘ	北緯二四度二分四七秒東經一三度四七分四二秒の点
八	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
二	北緯二四度二分四五秒東經一三度四七分三九秒の点
十	北緯二四度二分四一〇秒東經一三度四七分三九秒の点
ハ	北緯二四度二分四一〇秒東經一三度四七分三九秒の点
ニ	北緯二四度二分四一〇秒東經一三度四七分三九秒の点
ホ	北緯二四度二分四五秒東經一三度四七分三九秒の点
ヘ	北緯二四度二分四四秒東經一三度四七分三二秒の点
八	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
三	北緯二四度二分四四秒東經一三度四七分二七秒の点
十	北緯二四度二分四〇秒東經一三度四七分二七秒の点
ハ	北緯二四度二分四〇秒東經一三度四七分二七秒の点
ニ	北緯二四度二分四四秒東經一三度四七分二七秒の点
八	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
四	北緯二四度二分四四秒東經一三度四七分の点
十	北緯二四度二分四〇秒東經一三度四七分の点

四十	イ 北緯四五度二八分三四秒東經一四〇度五七分四〇秒の点 ロ 北緯四五度二八分三〇秒東經一四〇度五七分四〇秒の点 ハ 北緯四五度二八分二九秒東經一四〇度五七分三九秒の点 ニ 北緯四五度二八分二九秒東經一四〇度五七分三五秒の点 ホ 北緯四五度二八分三三秒東經一四〇度五七分三五秒の点 ヘ 北緯四五度二八分三四秒東經一四〇度五七分三六秒の点
五十	イ 北緯四五度二八分四七秒東經一四〇度五七分三九秒の点 ロ 北緯四五度二八分四三秒東經一四〇度五七分三九秒の点 ハ 北緯四五度二八分四三秒東經一四〇度五七分三五秒の点 ニ 北緯四五度二八分四七秒東經一四〇度五七分三五秒の点
六十	イ 北緯四五度三〇分一八秒東經一四〇度五七分四一秒の点 ロ 北緯四五度三〇分一二秒東經一四〇度五七分四一秒の点 ハ 北緯四五度三〇分一二秒東經一四〇度五七分三七秒の点 ニ 北緯四五度三〇分一八秒東經一四〇度五七分三七秒の点
七十	イ 北緯四五度三〇分二三秒東經一四〇度五七分四七秒の点 ロ 北緯四五度三〇分一九秒東經一四〇度五七分四七秒の点 ハ 北緯四五度三〇分一八秒東經一四〇度五七分四六秒の点 ニ 北緯四五度三〇分一八秒東經一四〇度五七分四一秒の点 ホ 北緯四五度三〇分二二秒東經一四〇度五七分四一秒の点 ヘ 北緯四五度三〇分二三秒東經一四〇度五七分四三秒の点
八十	イ 北緯四五度三一分三八秒東經一四一度五五分一〇秒の点 ロ 北緯四五度三一分三四秒東經一四一度五五分一〇秒の点 ハ 北緯四五度三一分三四秒東經一四一度五五分六秒の点 ニ 北緯四五度三一分三八秒東經一四一度五五分六秒の点
九十	イ 北緯四五度三一分三二秒東經一四一度五六分五秒の点 ロ 北緯四五度三一分二八秒東經一四一度五六分五秒の点 ハ 北緯四五度三一分二八秒東經一四一度五六分一秒の点 ニ 北緯四五度三一分三二秒東經一四一度五六分一秒の点
百	イ 北緯四五度三一分二六秒東經一四一度五七分一秒の点 ロ 北緯四五度三一分二四秒東經一四一度五七分一秒の点 ハ 北緯四五度三一分二四秒東經一四一度五七分九秒の点 ニ 北緯四五度三一分二六秒東經一四一度五七分九秒の点
百	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域

四十	イ 北緯四五度三一分二一秒東經一四一度五七分一七秒の点 ロ 北緯四五度三一分一九秒東經一四一度五七分一七秒の点 ハ 北緯四五度三一分一九秒東經一四一度五七分一五秒の点 ニ 北緯四五度三一分二一秒東經一四一度五七分一五秒の点
五十	イ 北緯四五度三一分五二秒東經一四一度五七分四二秒の点 ロ 北緯四五度三一分四八秒東經一四一度五七分四二秒の点 ハ 北緯四五度三一分四八秒東經一四一度五七分三八秒の点 ニ 北緯四五度三一分五二秒東經一四一度五七分三八秒の点
六十	イ 北緯四五度二七分二〇秒東經一四二度一分一四秒の点 ロ 北緯四五度二七分一六秒東經一四二度一分一四秒の点 ハ 北緯四五度二七分一六秒東經一四二度一分一〇秒の点 ニ 北緯四五度二七分二〇秒東經一四二度一分一〇秒の点
七十	イ 北緯四五度二一分四〇秒東經一四二度九分五七秒の点 ロ 北緯四五度二一分三九秒東經一四二度九分五九秒の点 ハ 北緯四五度二一分三五秒東經一四二度九分五九秒の点 ニ 北緯四五度二一分三五秒東經一四二度九分五五秒の点 ホ 北緯四五度二一分三六秒東經一四二度九分五三秒の点 ヘ 北緯四五度二一分四〇秒東經一四二度九分五三秒の点
八十	イ 北緯四五度一六分二四秒東經一四二度四分三六秒の点 ロ 北緯四五度一六分二二秒東經一四二度四分三六秒の点 ハ 北緯四五度一六分二二秒東經一四二度四分三四秒の点 ニ 北緯四五度一六分二四秒東經一四二度四分三四秒の点
九十	イ 北緯四五度一一分二九秒東經一四二度一分一二秒の点 ロ 北緯四五度一一分二九秒東經一四二度一分一九秒の点 ハ 北緯四五度一一分一〇秒東經一四二度一分四七秒の点 ニ 北緯四五度一一分一〇秒東經一四二度一分三九秒の点
百	イ 北緯四五度八分一〇秒東經一四二度三分五六秒の点 ロ 北緯四五度八分九秒東經一四二度三分五六秒の点 ハ 北緯四五度八分九秒東經一四二度三分五四秒の点 ニ 北緯四五度八分一〇秒東經一四二度三分五四秒の点
百	次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域

百 八 十 五	百 八 十 四	十 三
<p>イ 北緯四四度二〇分五四秒東經一四五度二〇分一一秒の点</p> <p>ロ 北緯四四度二〇分五〇秒東經一四五度二〇分一一秒の点</p> <p>ハ 北緯四四度二〇分五〇秒東經一四五度二〇分七秒の点</p> <p>ニ 北緯四四度二〇分五四秒東經一四五度二〇分七秒の点</p>	<p>イ 北緯四四度二〇分五一秒東經一四五度一九分五二秒の点</p> <p>ロ 北緯四四度二〇分四七秒東經一四五度一九分五二秒の点</p> <p>ハ 北緯四四度二〇分四七秒東經一四五度一九分四八秒の点</p> <p>ニ 北緯四四度二〇分五一秒東經一四五度一九分四八秒の点</p>	<p>ロ 北緯四四度二〇分四二秒東經一四五度一九分三九秒の点</p> <p>ハ 北緯四四度二〇分四二秒東經一四五度一九分三五秒の点</p> <p>ニ 北緯四四度二〇分四六秒東經一四五度一九分三五秒の点</p>
<p>区域</p> <p>次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた</p>	<p>区域のうち陸域以外の区域</p> <p>次に掲げる点を順次に結んだ線及びイに掲げる点とニに掲げる点とを結んだ線により囲まれた</p>	